

## 持時論

宮城県保険医協会理事長  
北村 龍男  
(72歳・仙台市泉区)

### 宮城の医療費減免終了

私は仙台市宮城野区で開業している神経内科医であり、震災前から訪問診療を続けている。その中に後期高齢者の母と息子の親子がいる。

母は震災前から訪問診療、介護サービスを利用していった。震災後、認知症が進行し、抗認知症薬を追加した。息子さんは津波で職を失い、その後の就職活動は進まない。高齢で要介護者の母親に不満をぶつけがちになった。母親は抗認知症薬の追加により症状が改善した。しかし、息子さんも精神科に通院を始めた。落ち込まなかなと思うようにならない。

同じく震災で大きな被害を受けた岩手、福島両県は、新年度も減免措置の継続に向けた市町村への支援策を実施する。宮城県国保医療課によると、一部負担金免除は昨年10月末で25万人弱、2013年度は医療費の拡大が予想され、必要な財政規模は約30億円(新聞報道)といふ。既存の制度を利用しても、岩手、福島より負担が大きいというのが減免措置を継続しない理由だ。

しかし、医療費負担が増えれば、被災者はさらに困難な状況に置かれる。被災者の健康を守らなければ、震災からの復旧・復興はない。減免措置の継続を求め、再検討を強く要望する。

(投稿)

「県内は被災規模の大きい自治体が多数ある。財政的に厳しい」との考えを示し、本年度での打ち切りを決めた。

しかし、被災地医療の一部を担うわれわれ宮城県保険医協会は、2013年度以降も減免措置の継続が必要だと考へる。

国は震災直後から、大きな被害を受けた人たちに対して医療費の自己負担分を全額免除する特例措置を取った。患者さんは治療を受けやすくなつたが、その特例措置は昨年9月で終了した。

10月以降は既存の災害減免制度を利用し、宮城県の場合、国が8割、県が2割を負担することとした。それも12年度で終わり。新年度は震災前に戻り、国保の場合、7割は保険から給付され、自己負担分は3割となる。それを許してよいのか。



被災者が必要な医療を受けられないと、生活再建に取り組むことは困難である。多くの被災者が国保の負担、介護サービス料の減免措置継続を求めていた。

外來診療では、2月末から3月にかけて、「必要な検査は減免措置継続期間のうちに」「薬の処方は長くしてもらえないだろうか」と訴える患者さんが多かつた。



保健医協会などは減免措置継続を求め2万4925人の署名を集めた。2月14日に厚生労働省と交渉したところ、「既存の災害減免制度を利用し、地方自治体が2割負担すれば、国は8割負担する」との回答だった。県、市町村が2割を負担しないと、その分は全て被災者負担となる。

東日本大震災で被災した国民健康保険(国保)の加入者を対象とした医療費窓口負担や介護サービス利用料の減免措置について、宮城県の村井嘉浩知事は25日、「県内は被災規模の大きい自治体が多数ある。財政的に厳しい」との考えを示し、本年度での打ち切りを決めた。

しかし、被災地医療の一部を担うわれわれ宮城県保険医協会は、2013年度以降も減免措置の継続が必要だと考へる。

後期高齢者は医療保険だけでなく、介護保険も利用している人が多い。一方、その後期高齢者を支える家族は、仕事に就けずに失業状態であつたり、生活を維持することが困難だつたりするケースが少なくない。国保の場合、3割負担となれば、受診を継続することは難しい。

外来診療では、2月末から3月にかけて、「必要な検査は減免措置継続期間のうちに」「薬の処方は長くしてもらえないだろうか」と訴える患者さんが多かつた。

